

日本薬局学会 教育検討委員会細則

第1条（目的）

教育検討委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 国民の健康を支える薬剤師の育成に資するための教育の在り方、内容の検討に関する事項
2. 薬局薬剤師の資質向上に関する事項
3. 社会の求め（ニーズ）に対応するために必要な教育に関する事項
4. 医療水準の向上に寄与できる薬剤師の育成に関する事項
5. その他、人材育成に関する事項

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を単独または他の委員会と協同で行う。

1. 本会会員の薬剤師の在り方等に関する意識調査
2. 社会情勢の把握のための調査活動
3. 薬局ならびに薬局薬剤師が持続的に発展するために必要な教育体制の整備
4. 教育成果に関するエビデンスの構築ならびに発信
5. その他、人材育成に資する活動

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。